（お知らせ）

2026年11月1日
NTT東日本株式会社

電気通信設備保護のための伐木・伐採に関するご協力のお願いについて

平素より、NTT東日本の事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

弊社が電気通信サービスをご提供するために設置している通信ケーブルなどの電気通信設備は、台風や暴風雪などの悪天候時に、倒木や枝葉との接触により損傷を受けることがあります。その結果、サービスが中断し、近隣の社会生活に大きな影響を及ぼすおそれがございます。民法717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）に基づき、電気通信設備に接触する立ち木の伐採・剪定は、お客様にてご対応いただく必要がございます。

なお、お客様から伐採・伐木に関するお問い合わせをいただき、弊社が緊急の対応を要すると判断した場合には、
電気通信事業法第136条および民法第720条に基づき、伐採・伐木などの緊急措置を実施させていただくことがございます。

※ 弊社は伐採・伐木の専門業者ではないため、作業後の植栽の生育や美観を保証するものではありません。
弊社が実施する伐採・伐木は、電気通信設備の保護に必要な範囲に限らせていただきます。
作業後の幹・枝・木くず等は、お客様にて廃棄処分をお願いいたします。
作業環境により実施が困難な場合は、専門業者へのご依頼をお願いすることがございます。

緊急措置を行う場合の目安

緊急性あり



NTT東日本が緊急伐採を実施

（電気通信設備の保護を目的とした伐採）

- NTT設備に損害が生じている、または切迫している
- 倒木や激しい枝の接触でケーブルが垂れ下がるなど、通信への重大な支障が切迫している
- 道路交通など周辺の安全に支障を及ぼしている

緊急性なし



所有者さまにて伐採を実施

（専門業者へご依頼ください）

- 枝などが電柱やケーブルに触れている程度で、NTT設備に損害がない
- 通信サービスに支障が出ていない

※画像はイメージです

お問い合わせ先(24時間受付)

WEB113

https://web113.ntt-east.co.jp/safety_report_web/

又は

電話受付
0120-444-113

K26-03275